

藤沢市母子生活支援施設条例の一部改正について
藤沢市母子生活支援施設条例の一部を次のように改正する。

2011年(平成23年)9月1日提出

藤沢市長

海老根 靖典

藤沢市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例
藤沢市母子生活支援施設条例(昭和28年藤沢市条例第10号)の一部を次のよ
うに改正する。

第4条中「母子指導員」を「母子支援員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、児童福祉施設最低基準の一部が改正され、母子生活支
援施設に置かなければならない者の名称が改められたことに伴い、本市の条例にお
いても同様の改正をする必要による。